

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、子ども・子育て支援関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園、保育所等への入所申込みや支給認定申請の受付、利用者負担額の徴収、施設・事業者の管理、給付費の支給等を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請/変更申請の受理、審査、応答 ②保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 ③支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権変更、取消しの審査、応答 ④支給認定証再交付申請の受理、応答 ⑤幼児教育・保育の無償化、副食費徴収の審査業務 ⑥子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能を利用し、オンラインで書類の受入 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし ※子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市こども未来部保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市こども未来部保育幼稚園課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2798

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	山口市健康福祉部こども家庭課	山口市こども未来部保育幼稚園課、子育て保健課	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 今井 宏二	保育幼稚園課長、子育て保健課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	山口市健康福祉部こども家庭課 〒753-8650 山口市山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2797	山口市こども未来部保育幼稚園課 〒753-9650 山口市山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2798 山口市こども未来部子育て保健課 〒753-0079 山口市山口市糸米二丁目6番6号 電話 083-921-7085	事後	
平成31年3月29日	II しいき値判断 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しいき値判断 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④支給認定証再交付申請の受理、応答 なお、上記の事務に...	④支給認定証再交付申請の受理、応答 ⑤幼児教育・保育の無償化、副食費徴収の審査業務 なお、上記の事務に...	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二57の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二116の項	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	山口市こども未来部保育幼稚園課、子育て保健課	山口市こども未来部保育幼稚園課	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育幼稚園課長、子育て保健課長	保育幼稚園課長	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	山口市こども未来部保育幼稚園課 〒753-8650 山口市山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2798 山口市こども未来部子育て保健課 〒753-0079 山口市山口市糸米二丁目6番6号 電話 083-921-7085	山口市こども未来部子育て保健課 〒753-0079 山口市山口市糸米二丁目6番6号 電話 083-921-7085	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(省略) ⑤幼児教育・保育の無償化、副食費徴収の審査業務 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	(省略) ⑤幼児教育・保育の無償化、副食費徴収の審査業務 ⑥子育てフックサービスにおけるサービス検索・電子申請機能を利用し、オンラインで書類の受入 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、マイナンバー申請管理、申請管理システム	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(省略) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二116の項	(省略) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二116の項	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月31日	IV リスク対策 6 情報提供 ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(提供)	事後	